

豊中市高齢者労働能力活用事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 市は、高齢者の福祉の向上に資するため、予算の定めるところにより、公益社団法人豊中市シルバー人材センターに対し、高齢者労働能力活用事業費補助金（以下「補助金」という）を交付するものとし、その交付については、この要綱に定めるところによる。

(交付対象)

第2条 補助金は、要領（別添1）に規定するシルバー人材センター（以下「センター」という）が要領の規定により行う高齢者労働能力活用事業（以下「事業」という）の実施に要する経費のうち職員の人件費及び一般運営費（職員活動旅費、事務所借上料及び初度調弁費に限る）及び会員の技能訓練費、その他の経費の一部について交付するものとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別に定めるところにより、予算の範囲内において交付するものとする。

(補助金の交付申込み)

第4条 補助金の交付を受けようとするセンターは、別紙様式第1号により市長に対し、交付申込書を提出しなければならない。また、補助金の交付申込を行うに当たって、第2条に規定する交付対象に係る経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に助成率を乗じて得た金額（以下「当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額」という。）がある場合には、これを減額して申込まなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申込みを受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、センターに通知するものとする。

(交付申込みの取下げ)

第6条 前条の交付決定の通知を受けたセンターは、その内容決定又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付申込みを取下げようとするときは、前条の交付決定に通知を受けた日から2週間以内にその旨を書面でもって、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第7条 補助金は、補助金の額の確定後交付するものとする。ただし、市長は事業の円滑な遂行を図るため、必要と認めるときは、補助金の交付決定後、概算払いにより交付するものとする。

- 2 前項により補助金の交付を受けようとするセンターは、補助金の額の確定通知又は交付決定通知を受け取った日以後速やかに補助金交付請求書（別紙様式第2号）を市長に提出しなければならない。

(変更承認等)

第8条 センターは、事業に要する経費を変更しようとするときは、別紙様式第3号により市長に対し変更承認申込書を提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 センターは、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、別紙様式第4号により市

長に対し中止（廃止）承認申込書を提出し、その承認を受けなければならない。

- 3 センターは、事業が予定の期間内に完了しないとき又は、事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実施状況報告書）

第9条 センターは、市長に実施状況報告書（別紙様式第5号）を提出しなければならない。

- 2 センターは、前項の規定に基づき実績報告を行うに当たっては、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、当該仕入税額控除額を減額して報告しなければならない。

（実績報告書）

第10条 センターは事業が完了したとき（事業の廃止の承認を受けたときを含む）は実績報告書（別紙様式第6号）を翌年度の4月15日までに提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第11条 市長は前条の報告を受けた場合には、報告書等書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定に内容（第8条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、センターに通知する。

- 2 市長は、センターに交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から90日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した滞納金を徴するものとする。

（交付決定の取消等）

第12条 市長は、第8条第2項の補助事業の中止又は廃止の申込みがあった場合及び次に掲げる場合には、第5条の補助金交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

- (1) センターが、本要綱又はこれらに基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合。
 - (2) センターが、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
 - (3) センターが、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
 - (4) 交付の決定後生じた事業の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
- 2 市長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 3 市長は前項の返還を命ずる場合（第1項(4)の取消しに係る場合は除く）には、その命令に係る補助金の受領の日から納付する日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
 - 4 第2号に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第11条第3項の規定を準用する。

（消費税等仕入税額控除の確定に伴う補助金の返還）

第12条の2 センターは、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る

消費税等仕入控除額（交付対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税法の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合も含む。）には、様式第7号により、速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに市長に報告するものとする。

2 前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入税額の全部又は一部を市に返還させることができるものとする。

（財産の処分の制限）

第13条 取得財産等（補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産をいう。以下同じ）

のうち、市長が定める機械及び重要な器具は取得価格又は効用の増加価格が50万円を超える機械及び重要な器具とする。

2 財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等を勘案して、市長が別に定める期間とする。

3 センターは、前項の規定により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

4 取得財産等を処分することにより、収入があり、又は見込まれるときは、市長は、その収入の全部又は一部を市に納付させることとする。

（補助金の経理）

第14条 センターは、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 センターは、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の帳簿とともに、補助事業完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（補助金調書）

第15条 センターは、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、高年齢者労働能力活用事業補助金調書（別紙様式第8号）を作成しておかなければならない。

（提出期限）

第16条 第4条、第9条及び第10条に規定する申込書等の書類の提出期限は、市長が別に定める。

（書類の提出部数）

第17条 第4条、第9条及び第10条に規定する申込書等の書類の提出部数は、正本1通、副本1通とする。

（センターに対する条件及び指導監督）

第18条 市長は、センターに補助金を交付するときは、第8条から第10条まで、第13条及び第14条の規定に準ずる条件のほか、次の条件を付す。

（1） センターは、当該補助事業に係る補助金について定められた用途に効率的運用を図るほか、市長の行う指導指示に従わなければならない。

（2） センターは、取得財産等については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

- (3) 取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、センターは、その収入の全部又は一部を市に納付することとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

(施行期日等)

この要綱は、昭和56年6月24日から施行し、昭和58年度分から適用する。

附則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

この要綱は、令和2年5月15日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 この要綱による改正後の豊中市高齢者労働能力活用事業費補助金交付要綱の規定は、令和6年度以後に交付を受ける補助金について適用する。